

群馬建協

働き方改革へ3者協議を

36協定、33条規定など対応

群馬県建設業協会の青柳剛会長は20日に会見し、会員企業のアンケート結果を踏まえ、働き方改革の実現に向けた共通認識を持つため、監督署、行政、群馬建協による3者協議の必要性を訴えた。2写



真。アンケートで就業規則への労働時間の未記入、36協定未締結の企業がわずかにいたため、就業規則の見直しと、36協定締結を徹底する。特別条項付き36協定の締結に向けて、建設業の「臨時的な特別な事情」となるケースや、労働基準法33条の規定による時間外労働の許可についても3者で連携して対応する。早ければ、「3月末までに第1回の3者協議会を開催したい」との考えを示した。

本部会員全269社を対象に1月10日から16日にかけて調査し、241社から回答を得た（回答率89・6％）。就業規則に労働時間を「記載している」のは94・0％で、「記載していない」は6・0％だった。36協定は、84・2％が「協定の有効期間ごとに更新して締結している」と回答した。一方、8・3％が更新を怠り、7・5％が締結していなかった。

特別条項付き36協定（臨時的な特別な事情がある場合の時間外労働時間の上限引き上げ）は、49・4％が締結しているが、残りは「臨時的に時間外労働する必要がある」が29・0％、「締結する必要がある」と思っているが「していない」が10・0％、「特別条項を知らない」との回答が11・6％あった。臨時的な時間外労働の内容について理解を深める必要があることが分かった。

ある」が2・9％にとどまり、「災害時でも労働時間は36協定内としているので提出したことがない」が42・3％、「許可制度を知っているがしたことがない」が25・3％、「知らないのでしたことがない」が29・5％だった。

労働安全衛生法で規定している「月80時間以上の時間外労働をした従業員への医師の面談義務」を知らない企業は34・9％だった。

自由記述の回答では、「除雪や緊急対応、監督の現場書類管理などがあり、現状では残業時間を短縮できないため、時間外労働の上限規制に対応できない」「除雪作業も災害対応作業と同じく時間外労働の例外事項にしてほしい」「1～3月は除雪で超過勤務が増えがちだが繁忙期も重なるため、発注量を平準化してほしい」などの意見があった。

沼田支部

経営者自ら7割 除雪作業で会員調査

群馬県建設業協会が20日に公表した除雪作業に関するアンケート結果によると、経営者（社長）自ら日常的に除雪作業に従事した会員企業が31・5%（76社）を占めた。

中でも毎年降雪する沼田支部では、71・4%（15社）が経営者自ら除雪作業をしていると回答した。安中支部も6割を占めた。沼田支部は従業員数が少なく、除雪出動日

数が多いことも影響している。

経営者が除雪をしている理由としては、「人手不足」が7割、「従業員の時間外労働を増加させない」が2割を占めた。

除雪は、通常の業務時間前に終わることが多く、経営者自らが除雪機や重機のほか、塩化カルシウム散布車を運転

している実情が浮き彫りになった。

青柳剛会長は「緊急の際に社員に頼めない分、経営者が出勤している。そもそも人がいない状況の中、使命感で除雪作業している。限界工事を割り込みだしており、中山間地の人材確保が厳しくなっている」と危機感を示す。

【建設通信新聞 令和5年1月23日】

収益性、大半で悪化

県内建設業の
財務指標調査

群馬県建設業協会は、経営
審査事項のデータを収集して
分析した「県内建設業の支
部の財務指標」の調査結果

(6日時点)を公表した。収益性(売上高経常利益率)と健全性(自己資本比率)について、「群馬県」(県に本社がある建設業登録事業者のうち経審を受けている事業者。資本金3億円超、従業員300人超を除く)、「会員企業」(協会員)、「一式工事」(土木または建築一式工事を主とする事業者)と、支別に分けて指標を明らかにした。昨年1月4日時点と比較すると、収益性は、会員企業、一式工事業者の収益性が悪化している。支別でも大半の企業が悪化している。平均値は会員企業が3・69%、一式工事が2・14%。伊勢崎、渋川、富岡、館林は2%未満。健全性は、全体としてはやや向上しているが、事業量が極端に減った地域や、急激な増減のあった地域は低い状況にある。平均値は会員企業が48・82%、一式工事が22・04%。渋川、富岡、桐生は15%未満だった。

「2019年中小企業実態基本調査報告書」によると、全国の建設業(資本金3億円以下または従業員300人以下)の売上高経常利益率平均値は4・88%、自己資本比率平均値は43・23%だった。



群馬建協 働き方改革へ3者協議

年度内にも災害出動など意識共有 労基署らと

群馬県建設業協会（青柳剛会長）は20日、働き方改革を巡る行政、労働基準監督署との3者協議を年度内にも行うと発表した。働き方改革に関する会員アンケートを初公表し、災害時の時間外労働の許可申請などを巡る課題が浮き彫りになった。同日の会見で青柳会長は「除雪などの業務が重なり工事量も増える年度末に備え、共通の認識の下、話し合うことが重要と考えたと3者協議開催の狙いを話した」写真。

年度内にも建協と行政、労基署で構成する3者協議を開く。▽災害出動などに関連する労基法33条を適用した時間外労働許可に関する連携強化▽特別な事情付き36協定に関連した「臨時的な特別な事情」の明確化▽就業規則の見直し、36協定の締結の徹底について個別案件ごとに協議する。働き方改革アンケートでは労働基準法の36協定に関連して、災害時に緊急出動

許可申請を労基署に提出しているかを調べた。「災害時も労働時間は36協定の範囲内なので申請したことがない」とした企業が42・3%を占めた。建協の関係者は、2024年4月に時間外労働の罰則付き上限規制が始まるため「申請をしつかり行う必要がある」と見ている。

臨時的に特別な事情がある際の時間外労働の上限規制を引き上げる特別な事情付き36協定の締結については、締結している企業が49・4%となった。建協関係者は「臨時的な時間外労働がどのような場合か理解する必要はある」とした。

除雪道路 担い手不足浮き彫り 群馬建協 会員3割、社長も作業

会員企業の約3割が社長自ら除雪作業に従事していることが、群馬県建設業協会（青柳剛会長）の調査で明らかになった。「人手不足」と「従業員の時間外労働を増加させない」が理由に挙げられた。20日に会見した青柳会長は「人材確保が難しい」と指摘した上で、「コンスタントな事業量の確保が大切。働いてくれる人へのインセンティブを確保する必要がある」と述べ、関係機関に対応を求める考えを表明した。

アンケートは1月10～16日に実施。回答した241社のうち、32%に相当する76社は社長が日常的に除雪車の運転や凍結防止剤の散布などを行っていた。55社は「人手不足」を理由に挙げた。青柳会長は「交代要員がおらず、全社員で行っている」と説明。建設工事など日常業務への影響を懸念した。

青柳会長によると、除雪対応は「未明に除雪作業を行い、日中は通常の工事業務に従事する過酷な労働環境になっている」という。「事業の絶対量が少なく財務状況が良くない中で、雪害など予想外の事態への対応が求められるのが地方建設業の実情だ」とも指摘した。「事業量を確保するだけでなく、現場で使命感を持って働く人にインセンティブがあるような制度を検討していきたい」と述べた。

建協は、県内で経営事項審査（経審）を受けた企業の財務状況の調査結果も公開した。2022年1月4日時点の収益性（売上高経常利益率）の中央値は3・41%だったが、本年1月6日時点で2・67%まで低下した。青柳会長は「資材高騰が大きく影響している。きめ細かい対応を行政に求めたい」と述べた。今後は「行政との意見交換などの場で、恒常的な事業量の確保を求めたい」（青柳会長）考えだ。



社長自ら除雪作業を行うことも増えている（群馬建協提供）



2024問題

3者協議の場必要

群建協がアンケート調査

群馬県建設業協会（青柳剛会長）は20日、2024年4月からの時間外労働上限規制、いわゆる「2024問題」を迎えるにあたり、働き方改革実現に関するアンケート調査を実施、結果を公表した。今回のアンケートは「就業規則」の制定状況、「36協定」の制定状況と「特別条項付きの就業規則」など基本的な事項の確認となるもの。青柳会長は「監督署と行政、業界団体などとの3者協議の場を設け、意見交換を深めていく必要がある」と訴えた。（4～5面に関連グラフィック）

3者協議を提言する青柳会長

働き方改革実現に関するアンケートは、2024年問題への対応を検討することを目的として、会員企業の労務管理や従業員の労働実態について調査したもの。調査期間については1月10日～16日。協会本部会員269社中、241社（回答率89.6%）が回答している。

アンケート結果から◇就業規則の見直しの促進◇特別条項付きの36協定に向けた臨時的な特別な事情の確認◇災害対応につながる労働基準法第33条の取り扱い——の3点の課題をしっかりと整理しておくことが求められると分析。これらを踏まえ、青柳会長は「監督署と行政そして業界団体などとの3者協議の場を設け、意見交換を深めていく必要がある」と提言した。

アンケートでは就業規則作成の有無について質問している。従業員が9人以下でも就業規則を作成しているのが15.9%と、比較的高い割合を示した。また、就業規則へ始業時刻、終業時刻に加えて労働時間（1週間および1日当たりの労働時間）を記載しているかの問いでは、9割を超える会員企業が記載しているという結果となり、就業規則を労働基準監督署に9割以上が提出している。

36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）については、協定の有効期間（一般的には1年）ごとに更新して締結している会員企業が82.4%に上ったものの、8.3%が更新を怠っている。また、7.5%が36協定の締結を行っていない状況で、締結しない理由として「従業員に時間外勤務をさせないので36協定締結が不要」「36協定の内容を知らないから」「家族や近親者だけの企業なので必要ないから」などが多く選択された。

このほかアンケートでは、上限規制の適用除外となるケースが少ないことや時間外労働時間の把握を自己申告やタイムカードで行っている企業が多いことなどが確認された。

群建協

多様な課題浮き彫り

除雪作業に関する調査実施

群馬県建設業協会（青柳剛会長）は働き方改革実現に関するアンケートと合わせて、除雪作業に関するアンケートも実施、20日に結果を公表した。青柳会長は「緊急の際には社員に頼めない」

「使命感での除雪作業」「限界工事量割り込みだしている」「中山間地の人材確保の厳しさ」といった課題が浮き彫りとなったと分析した。群建協では従来から、除雪体制について確認す

ることはあったが、今回は「経営者が実際に重機のオペレーターになって作業に従事することがあるかどうか」のみ確認。結果は毎年降雪となる利根沼田地域で、21社中15社が経営者自ら作業にあたるといったほか、安中地区も10社中6社と高い比率となった。アンケートでは、「除

雪作業に経営者も日常的に作業に従事しているか」の問いに対して3割程度が「従事している」と回答。理由として「人手不足」を7割強が選択。「従業員の時間外労働を増加させないため」も2割程度が選んでいる。なお、回答者数は241社（回答率89・6％）となっている。

【令和5年1月21日 上毛新聞】

県建設業協会アンケート

就業規則に労働時間記載ない企業が6%

時間外労働の上限規制が2024年から建設業に適用されるのを前に、県建設業協会(青柳剛会長)は20日、働き方改革実現に関して実施したアンケート結果を公表した。就業規則への労働時間未記載企業が6%として、徹底を求めた。

調査では、就業規則に労働時間を記載していない企業が6%(14社)あった。時間外労働の際に労使で結ぶ必要がある三六協定に関しては「現在有効期限が切れている」が8.3%

(20社)、「締結したことがない」が7.5%(18社)に上った。

除雪作業の調査結果も発表し、経営者が日常的に従事する割合が31.5%(76社)だったと指摘した。沼田支部では7割を超えており、協会は「人手不足が最大の要因。土木工事の発注時期の平準化などが必要だ」としている。

1月10～16日に269社を対象に配布し、241社(89.6%)から回答を得た。(寺島努)

【読売新聞 令和5年1月21日】

社長が除雪出動7割



降雪時に行われる除雪作業(昨年12月24日、みなかみ町で)＝沼田市の「沼田土建」提供

県内の降雪地にある建設会社の社長の7割が、自ら除雪作業に従事する。こんな実態が、県建設業協会が20日に公表したアンケートの結果で明らかになった。同協会は「恒常的な人手不足などが背景にある」とみている。

アンケートは除雪作業の実態を探る目的で、同協会が会

建設業協会アンケート

員企業269社を対象に10～16日に実施し、241社(89.6%)が回答した。それによると、社長が除雪機や凍結防止剤の散布車などを日常的に操作・運転している企業は、県全体では76社で割合は31.5%だ

人手不足・運転手高齢化も

つたが、沼田支部では15社で割合は71.4%だった。同支部管内では、2021年度に除雪の出動回数が延べ4447日に達した。社長が従事する理由を尋ねると、55社(72.4%)が「人手不足」を挙げ、「従業員の時間外労働を増加させないため」も16社(21.1%)あった。ほかにも「早朝の除雪作業は負担が重く、従業員が嫌がる」「募集をかけても人が来ないので、今いる従業員を大切にしたい」といった回答があった。

除雪車を運転する「オペレーター」の半数超が50歳代で、高齢化が進んでいる。青柳剛会長は「積雪が多い中山間地域は従業員の確保がとりわけ難しいが、早めに出動しないと地域の交通がマヒしてしまう。事業を継続できる環境を整えるべきだ」と話した。